

戰後教育資料

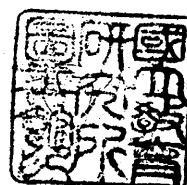
VI-473

6-2
499

昭和二十五年十二月

國立大學管理法案要綱第三次草案（答申案）

大學管理法案起草協議會



村上	38
----	----

VI-473

国立大学管理法案要綱試案 (二五、一九)

(大学管理法案起草協議会第三次試案)

国立大学管理法

第一章 総則

(この法律の目的)

第一 この法律は、国立大学の自治を尊重し、国立大学の行政に民意を反映せしめ、国立大学の適正な管理を図ることを目的とする。

第二 国立大学の管理に関する機関の組織、権限及び運営等については、他の法令に別段の定めがある場合を除く外、この法律の定めるところによる。

第二章 国立大学審議会

(設置)

第三 文部省に、国立大学審議会を置く。

(委員)

第四 国立大学審議会は、二十人の委員をもつて組織すること。

第五 文部大臣は、左に掲げる者を国立大学審議会の委員に任命すること。

一 国立大学の学長が互選した者 六人

二 日本学術会議がその会員のうちから推薦した者 四人

三 学識経験のある者について両議院の同意を得た者 十人

第六 前項第一号の委員が学長の地位を失ったとき及び第二号の委員が日本学術会議の会員の地位を失った場合には、当然退職するものとする。

第七 第二項第一号から第三号までに掲げる委員に欠員が生じたときは、その都度、文部大臣は、第二項各号の規定により、補欠の委員を任命し、なければならぬ。

第八 第二項第一号の委員の互選の細目については、文部省令で定め、同項第二号の委員の推薦の方法は、日本学術会議の定めるところによる。

第九 第二項第四号の委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため両議院の同意を得ることができないときは、文部大臣は、第二項第三号の規定にかかわらず、両議院の同意を経ないで、学識経験のある者のうちから、委員を任命することができる。

第十 前項の場合において、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、前議院の事後の承認を得られないときは、文部大臣は、その委員を罷免しなければならない。

(委員の任期)

第十一 国立大学審議会の委員の任期は、三年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすること。

第十二 委員は、再任されることのできる。

3 委員は、任期が満了した場合においても、あらたに委員が任命されるまでは、第一項の規定にかかわらず、引き続き在任すること。
(会長及び副会長)

第六ノ 国立大学審議会に、会長、副会長各一人を置き、委員の互選によつて定めること。

2 会長は、国立大学審議会の会務を統理すること。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、これを代理すること。

4 会長及び副会長は、任期は、一年とする。

5 会長及び副会長は、再任されることができ。

6 会長又は副会長が欠けた場合における後任の会長又は副会長の任期は、それ以前在任者の残任期間とする。

(委員の解任)

第七ノ 文部大臣は、国立大学審議会の委員をその意に及して罷免し、又は懲戒処分として免職し、又はその職を停止するときは、国立大学審議会の意見を聞かなくてはならない。

又、第四項、第五項、第六項の規定による委員の解任については、前項による外、附議院の同意を得なければならない。但し、この同意については、第四項、第六項及び第七項の規定を準用すること。

(附議院)

第八ノ 文部大臣は、国立大学に關し、他の法律に定めるものの外、左の各号に掲げる事項について基本方針を決定する場合においては、あらかじめ、国立大学審議会にはかり、その議決を経なければならない。

一 国立大学関係法令の立案に關する事項

二 国立大学のための予算案編成に關する事項

三 国立大学及びその学部、大学院、研究所その他重要な研究施設の設置廢止に關する事項

四 国立大学の学生定員に關する事項

五 国立大学の授業料、入学校定料、入学金等に關する事項

又、国立大学審議会は、国立大学の予算その他国立大学に關する重要事項について、文部大臣の報告を求め、又は文部大臣の諮問に答へ若しくはこれに對して建議することを得ること。

(会議の招集)

第九ノ 国立大学審議会の会議は、会長が招集すること。

之、会議は、定例会及び臨時会とする。定例会は、一年三回開く。臨時会は、会長が必要と認めるとき、又は委員総数の三分の一以上の委員から会議に附議すべき事項を示して請求があるときにこれを開くこと。

(議事)

第十 / 会長は、国立大学審議会の会議の議長となること。
国立大学審議会は、委員の過半数の出席加なければ、議事を開き、議決をすることができないこと。
議事は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによること。

(議事及び運営の細目)

第十一 この法律で規定するものの外、国立大学審議会の議事及び運営の細目に関し必要な事項は、国立大学審議会が定めること。

(委員の報酬及び費用弁償)

第十二 / 国立大学審議会の委員は、非常勤とすること。

委員は、その職務に対し報酬を受けないこと。

委員は、職務を行うために要する費用の弁償を受け得ること。

(庶務)

第十三 国立大学審議会の庶務は、文部省大学学術局が処理すること。

第二章 商議会

(設置)

第十四 国立大学に、商議会を置くこと。

(新議員)

第十五 / 商議会は、三十人以内において、当該大学の学長が評議会の議を経て定める員数の新議員をもって組織すること。

新議員は、左の各号に掲げる者について文部大臣が任命すること。

一 学識経験のある者のうちから、評議会が自ら定める方法によつて選定した者

二 大学の評議会が、当該大学の教授のうちから、自ら定める方法によつて選定した者

三 学長

前項第二号に規定する者のうちから任命される新議員の数は、総数の三分の一をこえないこと加減すること。

(新議員の任期)

第十六 / 学長以外の新議員の任期は、二年とすること。

新議員は、再任されることがあること。

新議員が欠けた場合における後任の新議員の任期は、前任者の残任期間とすること。

(会長)

第十七 / 商議会に会長を置き、学長をもって充てること。

会長は、商議会の会務を総理すること。

会長が事故ある場合は、会長があらかじめ定めおいた順序により、他の新議員がその職務を代理すること。

(権限)

第十八 商議会は、当該大学の教育、研究及び運営に関する重要事項について、学長の諮問に答え又は学長に建議すること。但し、学長は、左の各号に掲げる事項については、あらかじめ、商議会の意見を聞かなければならないこと。

- 一 重要な規則の制定改廃に関する事項
- 二 予算案の編成に関する事項
- 三 学部、学科、大学院、研究所その他重要な施設の設置廃止に関する事項
- 四 人事に関する基準の設定に関する事項
- 五 学生定員の決定に関する事項

(議事)

第十九 商議会の会議は、会長が招集し、その議長となること。
第二十 第三項及び第三項の規定は、商議会の議事に準用すること。

(議事及び運営の細目)

第二十一 第十一の規定は、商議会の議事及び運営の細目に準用すること。

(商議員の報酬及び費用弁償)

第二十二 第十一の規定は、商議員の報酬及び費用弁償に準用すること。

第四章 評議会

(設置)

第二十三 数箇の学部を置く国立大学に、評議会を置くこと。

(評議員)

第二十四 評議会は、左に掲げる評議員をもちつて組織すること。

- 一 学長
- 二 学部長
- 三 各学部の教授一人
- 四 附置研究所の長

第二十五 前項第三号の評議員は、各学部毎に、教授会にあり、当該学部の教授のうちから選出されその内より学長が任命すること。

第二十六 当該大学の事情により、評議会の定める規則に基いて、第一項第二号の教授の数を五人までに増加し、同項第四号の評議員の数を制限し、附置研究所所属の教授、図書館長及び附置病院院長その他必要な職員を評議員とすること加わること。

(教授である評議員の任期)

第二十七 教授である評議員の任期は、二年とし、再任を妨げないこと。

(権限)

第二十八 評議会は、左に掲げる事項を審議決定すること。
一 第十八第一号から第五号までに掲げる事項

二 各学部その他の部局の連絡調整に関する事項

三 評議会に附添すべき事項の原案作成に関する事項

四 商議会が答申し又は建議した事項の処理に関する事項

五 教職員及び学生の福祉及び学生に関する事項

六 当該学部の教授会の議を経て行う学生の懲戒に関する事項

七 この法律又は教育公務員特例法その他の法令の規定によりその権限に属せしめられた事項

八 その他当該大学の運営に関する重要事項

(議事及び運営)

第三十六 評議会の会議は、学長が招集し、その議長となること。

二 評議会の議事及び運営の方法については、評議会が定めること。

第五章 教授会

(設置)

第三十七 国立大学の学部には教授会を置くこと。

(組織)

第三十八 教授会は、学部長(単に一個の学部を置く国立大学(以下単科大学という。この章中以下同じ)にあつては学長)及び学部の教授の全員をこつて組織すること。

又 教授会には、学部長と教授とをこつて構成する教授会の定める規則に基いて、助教

及び常勤の講師を加えることがやうること。

(権限)

第三十九 教授会は、当該学部における左に掲げる事項を議決すること。

一 学科、講座(これに代るべきものを含む)並びに教育及び研究に関する施設の設置廃止に関する事項

二 学科目の種類及び編成に関する事項

三 学生の入学及び卒業の認定に関する事項

四 学生の試験に関する事項

五 学生団体、学生活動及び学生生活に関する事項

六 学生の懲戒に関する事項

七 この法律又は教育公務員特例法その他の法令の規定によりその権限に属せしめられた事項

八 その他当該学部の教育、研究及び運営に関する事項

(単科大学の特例)

第三十 単科大学においては、評議会の権限は、教授会が行うこと。この場合においては、教授会の組織に、学部の教授以外の必要な職員を加えることがやうなこと。

(代議員会)

第三十一 単科大学又は数個の学部を置く国立大学の同一学部が地域的に分散して

いづため、しほしは教授会を開くこと困難な事情がある場合には、教授会の権限の一部を行わせるため、教授会の議を修く代議員会を設けること加わること。

之 代議員会の組織、権限その他代議員会の議事及び運営に関する事項は、教授会が定めること。

3 代議員は、教授会の定めるところにより選出されたものにより、学長が任命すること。

(附置研究所の教授会)

第三十二 附置研究所の附置研究所に教授会を置くこと。但し、附置研究所の事情により、評議会の議を修く、これを置かないこと加わること。

2 附置研究所の教授会には、附置研究所の長と教授とをもつて構成する教授会の定め規則に基いて、助教授、常勤の講師又は教授若しくは助教授に準ずる職員を加えること加わること。

3 附置研究所の教授会は、教育公務員特例法の規定により、その権限に属せしめられた事項の外、当該附置研究所の研究、教育及び運営に関する事項を審議決定すること。

(議事及び運営)

第三十三 教授会の会議は、学部長(附置研究所に於ては附置研究所の長)が招集し、その議長となること。

2 教授会の議事及び運営の方法については、教授会が定めるところ。

第六章 学長

(任期等)

第三十四 学長の任期は、三年以上六年とする。

2 学長は、当該大学の定めるところにより、再任を妨げないこととする。加わること。

3 学長の任免その他身分取扱については、国家公務員法及び教育公務員特例法の定めるところによること。

(職務)

第三十五 学長は、当該大学を統括し、これを代表すること。

2 学長は、評議会の定めたる方針にのっとり、当該大学の運営の責に任ずること。

3 学長は、当該大学の評議会に対し、当該大学の定める規則に従い、年度報告を書面に於て提出すること。

第七章 学部長等

(任期等)

第三十六 学部長の任期は、三年以上とする。

2 学部長は、当該学部教授会の定めるところにより、再任を妨げないこととする。加わること。

3 学部長その他の部部長の任免その他身分取扱については、国家公務員法及び教育公務

夏特別法の定めるところによること。

(職務)

第三十七 学部長及びその他の部局長は、当該学部又はその他の部局を統括し、これを代表すること。

学部長又は教授会を置く附置研究所の長は、教授会の定めた方針にのっとり、当該学部又は附置研究所の運営の責に任ずること。

(その他の管理機関)

第三十八 この法律に定めるところを除く外、国立大学の管理機関の組織、権限及び運営については、それぞれその大学が定めること。

附 則

(施行期日)

この法律施行の期日は、その公布の日から起算して三月を経過した日とする。但し、第三章の規定は、この法律公布の日から六月を経過した日から施行すること。

(最初の委員の任命)

この法律施行の際国会が閉会又は衆議院が解散中である場合においては、第四第二項第三号の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで最初の委員を任命すること加ふること。

前項の場合においては、任命後最初の国会において、両議院の事後の承認を得なければならぬ。

はならない。この場合において、両議院の事後の承認を得ること加ふときは、文部大臣は、その委員を罷免しなければならないこと。

(第一回の国立大学審議会の招集)

この法律に基く第一回の国立大学審議会の会議は、第九の規定にかかわらず、文部大臣が招集すること。

(最初の委員の任期)

最初の任命にかかき第四第二項第三号の委員の任期は、第五第一項の規定にかかわらず、三人は一年、三人は二年とすること。

前項の規定により任期を一年又は二年とする委員は、くじで定めること。

この法律施行の際現に存する評議会及び教授会が審議決定した事項は、なお実施に至らないものについてはこの法律に基く評議会又は教授会において当該事項に關し審議決定したものとみなすこと。

④教育公務員特例法中「大学管理機関」とあるのを次表の下欄のように改正すること。

条 項	「大学管理機関」の行ふことになつてゐる事項	国立大学管理法によつて改正すべき管理機関
		(1) 学長にあつては当該大学の定むる規則に従ひ評議会 (2) 学部長及び教授会を置く附置研

第四條第一項	学長及び部局長の採用並に教員の採用及び昇任に關する選考	研究所の長にあつては教授会の議を経て学長、その他の部局長にあつては評議会の議を経て学長 (3) 学部及び教授会を置く附置研究所の教員にあつては教授会の議を経て学長、その他の教員にあつては評議会の議を経て学長 (1) 学長にあつては評議会の議を経て学長 (2) 学部長及び教授会を置く附置研究所の長にあつては教授会及び評議会の議を経て学長、その他の部局長にあつては評議会の議を経て学長 (3) 学部及び教授会を置く附置研究所の教員にあつては教授会及び評議会の議を経て学長、その他の教員にあつては評議会の議を経て学長
第四條第二項	右の選考の基準の決定	(1) 学長にあつては評議会 (2) 学部長及び教授会を置く附置研究所の長にあつては教授会の意見を開いて評議会、その他の部局長につりては評議会
第五條第一項から第五項まで	学長、教員及び部局長の本人の意に及して行ふ昇任の場合の審査	(1) 学長にあつては評議会 (2) 学部長及び教授会を置く附置研究所の長にあつては教授会の意見を開いて評議会、その他の部局長につりては評議会

第六條	学長、教員及び部局長のその意に及する免職並に教員のその意に及する降任を行ふ場合の審査	(3) 学部及び教授会を置く附置研究所の教員にあつては教授会の意見を開いて評議会、その他の教員にあつては評議会
第七條	学長、教員及び部局長の自身の故障による休職期間の個々の場合に於ける決定	評議会の議を経て学長
第八條第一項	学長及び部局長の任期の決定	評議会の議を経て学長、但し、学部長及び教授会を置く附置研究所の長にあつては教授会の議を経て学部長又は附置研究所の長
第八條第二項	教員の停年の決定	評議会の議を経て学長
第九條	国立大学の学長、教員及び部局長の懲戒処分に関する審査	評議会（但し、懲戒処分による免職の場合に限り、第五條第二項から第五項までの規定を準用すること。）
	大学の学長、教員及び部局長の	

第十條	任用、免職、休職、復職、退職及び懲戒処分の中止	学長
第十一條	大学の学長、教員及び部局長の職務に關し必要な事項の決定	評議会の議を経る学長
第十二條第一項	学長、教員及び部局長の勤務成績の評定及びその結果に依りた措置の決定	(1) 学長に於つては評議会の議を経る学長 (2) 部局長に於つては第四條第一項の(四)に同じ (3) 教員に於つては第四條第一項の(三)に同じ
第十三條第三項	その勤務成績評定の基準の決定	評議会の議を経る学長
第十四條第三項	研修に關する計画の樹立及びその実施	国立大学審議会の意見を聞いて文部大臣

○備考

- (1) 学長、学部長、教授会を置く附置研究所の長の免職、解任等の審査をする評議会、教授会にありて、審査を受ける者がその会議の議長である場合には、その審査に關し議長の職務を行ふ者を定めなければならないこと。
- (2) 国立大学が新設される場合の学長の選考は、教育公務員特例法第四條第一項の規定にかかわらず、大学設置審議会の議を経る文部大臣が行ふこと。

17

- (3) 学部が完成年度に達し、且つ、学部の教授定員の四分の三以上の教授が任命されるまでは、当該学部の学部長及び教員の採用に關する選考は、教育公務員特例法第四條第一項の規定にかかわらず、大学設置審議会の議を経る学長が行ふこと。
- (4) 国立大学管理法施行の際現に国立大学の学長、部局長及び教員に在職する者は、それとこれとの法律に定めらる手続を経て任命されたものとみなし、その任期を終るまで在職すること加へること。但し、任期の定めのない学長及び部局長は、任命の日から四年間は在職すること加へること。

18

(附帯決議)

全国の大学の教授、助教授及び常勤の講師の三分の一以上の者を主たる会員とし、会員の協力によつて大学における教育、研究の水準を高めるとともに、会員の生活と理想とを向上させることを目的として組織された団体が生じたときはこれを国立大学審議会の委員の推薦母体とすること。

正誤表

條 項	正	誤
第四第六項 第七第二項 第七第五項 第七十八第一項	第三号 第三号 附議しようとする事項 (單に一個の学部を置く國立 大學(以下單科大學という。この にあつては學長。この章中以下 同様。))	第四号 第四号 附議すべき事項 (單に一個の学部を置く國立 大學(以下單科大學という。この 章中以下同様。))にあつては學 長。))
第三十四第一項	三年以上六年以内	三年以上六年